

RAI·REN 通 信

令和6年7月26日 2 2

編集•発行:岐阜県警察本部交通部交通企画課(058-271-2424 内線5034)



1600月港進濟な

ドライバーの皆さんへ

車の運転者は

「身体に障がいがある方が通行または歩行している ときは、一時停止、または徐行してその通行(歩 行)を妨げないようにしなければならない」 と定められています。(道路交通法第71条第2号)



視覚に障がいのある方のSOSシグナルについて



白杖を頭上50cmに掲げている時は、視覚障がいの ある方が周囲にサポート(SOS)を求めている合図!

白杖SOSシグナルを見かけたら

- (1)まず声を掛けましょう。
- 2困っていることを聞きましょう。
- 3サポートしましょう。

白杖SOSシグナル

点字プロック上に物を置かないで!

視覚障がい者の方の歩行の妨げになるだけではなく、 大変な危険を招きます。

点字ブロックを障害物でふさがないようにしましょう。





https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html 交通事故統計・分析URL <u>https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.</u>html X (旧ツイッター) URL https://twitter.com/gpkoutsuukikaku





交通安全情報 交通事故統計・分析